



島根県商工労働部観光振興課

担当者名 香川、福田

TEL 0852-22-6914

Email kankou@pref.shimane.lg.jp

言葉
もが、
たこ、
から
るもの。
誰
かの、

令和7年度「魅力ある観光地域づくり支援事業補助金」 旅行商品造成事業 二次募集を開始しました！

島根県では、宿泊者数や観光消費額の増加が見込まれる事業を支援するため、「魅力ある観光地域づくり支援事業補助金」の制度を設けています。

この度、「魅力ある観光地域づくり支援事業補助金」の旅行商品の造成支援事業について、二次募集を実施することとなりましたのでお知らせいたします。

1. 補助事業の期間

交付決定日から令和8年3月5日まで

2. 概要

<対象事業>

(1) 地域資源を活用した旅行商品の造成支援事業※二次募集

補助率：1／2

補助上限額：1,000千円

(2) 小泉八雲の妻、セツをモデルとしたドラマを活用した旅行商品の造成支援事業※二次募集

補助率：2／3

補助上限額：1,000千円

(3) 広域周遊バス等運行支援事業

補助率：1／2

補助上限額：2,000千円

(4) JR観光列車のおもてなし支援事業

補助率：1／2

補助上限額：500千円

3. スケジュール

<対象事業> (1) (2)

申請期間 7月2日～8月8日 17:00 必着

事前審査 書面審査を実施します。

8月28日以降…書面審査結果および審査日程通知

審査 9月4日…プレゼンテーションによる対面審査

※隠岐地域の事業者等はオンライン可

※会場および日時は書面審査結果とともに通知します

交付決定・通知 9月中旬

実績報告書提出 3月5日必着（事業完了後30日以内または3月5日のいずれか早い日）

<対象事業> (3) (4)

申 請 随時

審 査 書面による随時審査※対面審査はありません

交付決定・通知 随時

実績報告書提出 3月5日必着（事業完了後30日以内または3月5日のいずれか早い日）

4. お問い合わせ先・申請先

(全県)

島根県商工労働部観光振興課誘客第一係

TEL : 0852-22-6914

メール : kankou-yukyaku@pref.shimane.lg.jp

<対象事業> (1) ~ (4) すべて

(隠岐)

島根県隠岐支庁県民局観光振興課

TEL : 08512-2-9610

<対象事業> (3) のみ

事業の詳細、申請様式については別添資料、観光振興課のHPの募集案内をご覧ください。

<https://www.pref.shimane.lg.jp/tourism/tourist/kankou/josei/miryokuaru.html>



島根創生計画	I 活力ある産業をつくる 2 力強い地域産業づくり (2) 観光の振興 (P.24)
--------	--

【県 HP】

(島根創生を進めるための新規・拡充施策(令和7年度版))

<https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/seisaku/zaisei/yosan/yosanr7/r7gaiyou.data/shinkikakuR7.pdf>



(島根創生計画[第2期])

<https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/seisaku/keikaku/shimanessousei/index.data/souseikeikaku2nd.pdf>

